

平成28年度特別会計財務書類の検査の結果

会 計 検 査 院

1 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととなっている（以下、この書類を「特別会計財務書類」という。）。そして、同条第2項の規定に基づき、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないこととなっている。

会計検査院は、平成29年11月7日に、内閣から、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「施行令」という。）第35条第2項の規定に基づき、平成28年度特別会計財務書類の送付を受けた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、正確性、合規性等の観点から、17府省庁等が所管する14特別会計の平成28年度特別会計財務書類が、法、施行令、特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準（平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。）等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、作成基準において、特別会計財務書類が、歳入歳出決算、国有財産台帳等の計数を基礎として作成されることとなっていることから、これらの資料及びその他の関係資料を確認するなどして検査したほか、14特別会計を所管する13府省庁等において会計実地検査を行った。

- (注1) 17府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省
- (注2) 14特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、貿易再保険、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計
- (注3) 13府省庁等 内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省（平成28年度に東日本大震災復興特別会計の予算が措置されなかったことなどにより、特別会計財務書類を作成しなかった国会、裁判所、会計検査院及び外務省を除く。）

3 検査の結果の概要

検査の結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、17府省庁等が所管する3特別会計において6事項見受けられた。この6事項の内容を示すと、次項「4 特別会計別の検査の結果」のとおりである。

(注4)

なお、上記の6事項については、全て5府省において所要の訂正が行われた。

- (注4) 5府省 内閣府、文部科学、経済産業、国土交通、環境各省

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものの概要

番号	特別会計名 (勘定名等)	所管	財務書類の種別	計上金額の表示が適切とは認められない科目等名	事項	備考
1	エネルギー対策 (電源開発促進)	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	貸借対照表	退職給付引当金 負債合計 資産・負債差額	① (注)	後掲 4(1)ア
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額 本年度業務費用合計		
			資産・負債差額 増減計算書	II 本年度業務費用合計 IV 無償所管換等 VI 本年度末資産・負債差額		
			附属明細書	1 貸借対照表の内容に関する明細 3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細		
	エネルギー対策 (電源開発促進(連結))	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	連結貸借対照表	未払金 その他の債務等	②	後掲 4(1)イ
	附属明細書		1 連結対象法人別の資産及び負債の明細			
エネルギー対策 (原子力損害賠償支援(連結))	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	連結区分別収支 計算書	I 業務収支 II 財務収支	③	後掲 4(1)ウ	
自動車安全 (自動車検査登録(連結))		国土交通省	連結業務費用計算書			委託費 本年度業務費用合計
自動車安全 (自動車検査登録(連結))	連結資産・負債 差額増減計算書		II 本年度業務費用合計 III 財源			
	連結区分別収支 計算書		I 業務収支			
	附属明細書		2 連結対象法人別の業務費用の明細 3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細 4 連結対象法人別の区分別収支の明細			
3	東日本大震災復興	国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	業務費用計算書	人件費 その他の経費	⑤⑥ (注)	後掲 4(3)
			資産・負債差額 増減計算書	III 財源 IV 無償所管換等		
			区分別収支計算 書	I 業務収支		
			附属明細書	2 業務費用計算書の内容に関する明細 3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細 4 区分別収支計算書の内容に関する明細		
(注) このほか、当該事項に連動して、当該特別会計(勘定)の連結財務書類及び勘定を合算した財務書類の関連箇所に誤りが生じているものがある(誤りが生じている財務書類の種別は、次項「4 特別会計別の検査の結果」において、各特別会計(勘定)の〈表示が適切とは認められない事項の説明〉に示す。)						

4 特別会計別の検査の結果

(1) エネルギー対策特別会計

ア 電源開発促進勘定

(単位：百万円)

財務書類の科目等			計上金額	適切な計上金額	事項
貸借対照表	退職給付引当金	本会計年度	3,864	3,686	①
	負債合計	本会計年度	4,373	4,195	
	資産・負債差額	本会計年度	373,731	373,892	
業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	550	372	①
	本年度業務費用合計	本会計年度	320,037	319,859	
資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 320,037	△ 319,859	
	IV 無償所管換等	本会計年度	2,206	2,189	①
	VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	373,731	373,892	
附属明細書					
1 貸借対照表の内容に関する明細					
(2) 負債項目の明細					
② 退職給付引当金の明細					
	退職手当に係る引当金	本年度増加額	543	366	①
		本年度末残高	3,577	3,399	
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細					
(2) 無償所管換等の明細					
	誤謬訂正(増)	退職給付引当金	(記載なし)	0	①
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉					
事項① 貸借対照表の「退職給付引当金」は、作成基準等により、年度末の支給対象職員数を基に算定することとなっているのに、誤った支給対象職員数を基に算定していたもの(内閣府及び環境省)					
なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。					

イ 電源開発促進勘定(連結)

(単位：百万円)

財務書類の科目等			計上金額	適切な計上金額	事項
連結貸借対照表	未払金	本会計年度	29,907	31,669	②
	その他の債務等	本会計年度	7,899	6,137	
附属明細書					
1 連結対象法人別の資産及び負債の明細					
	未払金	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	29,898	31,660	②
	その他の債務等		7,899	6,137	
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉					
事項② 連結対象法人の長期未払金は、作成基準等により、連結貸借対照表の「未払金」に計上することとなっているのに、誤って「その他の債務等」に計上していたもの(文部科学省)					

ウ 原子力損害賠償支援勘定（連結）

（単位：百万円）

財務書類の科目等		計上金額	適切な計上金額	事項
連結区分別収支計算書				
I 業務収支				
1 財源				
独立行政法人等収入	前会計年度	-	35,055	③
財源合計	前会計年度	415,841	450,897	
2 業務支出				
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）				
その他の支出	前会計年度	-	△ 0	③
業務支出合計	前会計年度	△ 1,475,100	△ 1,475,101	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構の 業務活動によるキャッシュ・フロー （間接法）	前会計年度	254,174	220,168	③
業務収支	前会計年度	△ 805,085	△ 804,035	
II 財務収支				
利息の支払額	前会計年度	△ 4,178	△ 5,228	③
財務収支	前会計年度	945,816	944,766	
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉				
事項③ 本会計年度に連結区分別収支計算書の科目の表示方法を変更した際、本会計年度の金額との比較対照を可能にする必要があるとして、作成基準等により、同計算書における前会計年度の本会計年度に変更後の表示方法に基づいた金額に修正することとして注記にその旨を記載していたのに、誤って前会計年度の本会計年度を修正していなかったもの（経済産業省）				

(2) 自動車安全特別会計
自動車検査登録勘定 (連結)

(単位：百万円)

財務書類の科目等			計上金額	適切な計上金額	事項
連結業務費用 計算書	委託費	本会計年度	281	577	④
	本年度業務費用合計	本会計年度	41,566	41,862	
連結資産・負債 差額増減計 算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 41,566	△ 41,862	
	Ⅲ 財源	本会計年度	44,226	44,523	
	4 独立行政法人等収入	本会計年度	9,785	10,081	④
連結区分別収支計算書					
I 業務収支					
1 財源					
	独立行政法人等収入	本会計年度	13,898	14,194	④
	財源合計	本会計年度	71,091	71,388	
2 業務支出					
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)					
	委託費	本会計年度	△ 281	△ 577	④
	業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	本会計年度	△ 46,540	△ 46,775	
	業務支出合計	本会計年度	△ 50,981	△ 51,217	
附属明細書					
2 連結対象法人別の業務費用の明細					
	委託費	相殺消去	△ 296	-	④
3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細					
	4 独立行政法人等収入	相殺消去	△ 6,629	△ 6,332	④
4 連結対象法人別の区分別収支の明細					
	独立行政法人等収入	相殺消去	△ 6,629	△ 6,332	④
	委託費	相殺消去	296	-	
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉					
事項④ 連結業務費用計算書で連結対象法人との内部取引を相殺して消去する際には、作成基準等により、当該法人の連結を行っている勘定への支払額を消去することとなっているのに、誤って連結を行っていない勘定への支払額を消去していたもの (国土交通省)					

(3) 東日本大震災復興特別会計

(単位：百万円)

財務書類の科目等			計上金額	適切な計上金額	事項	
業務費用計算書	人件費	本会計年度	8,795	8,569	⑤	
	その他の経費	本会計年度	29,276	29,511		
資産・負債差額増減計算書	Ⅲ 財源	本会計年度	2,003,345	2,001,720	⑥	
	1 自己収入	本会計年度	819,267	817,642		
	その他の財源	本会計年度	724,643	723,018		
	Ⅳ 無償所管換等	本会計年度	△ 174,002	△ 172,384		
区分別収支計算書						
I 業務収支						
2 業務支出						
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）						
	人件費	本会計年度	△ 9,427	△ 9,192	⑤	
	その他の支出	本会計年度	△ 29,264	△ 29,499		
附属明細書						
2 業務費用計算書の内容に関する明細						
(1) 所管別の業務費用の明細						
	人件費	文部科学省	1,966	1,723	⑤	
	その他の経費	文部科学省	30	264		
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細						
(1) 所管別の資産・負債差額の増減の明細						
	Ⅲ 財源	内閣府	41,283	39,658	⑥	
	1 自己収入	内閣府	8,297	6,672		
	その他の財源	内閣府	8,297	6,672		
	Ⅳ 無償所管換等	内閣府	-	1,624		
(2) その他の財源の明細						
	款	項	相手先			
	雑収入	雑収入	民間事業者、地方公共団体、個人等	108,982	107,357	⑥
(4) 無償所管換等の明細						
	誤謬修正等	その他の財源	(記載なし)	1,624	⑥	
4 区分別収支計算書の内容に関する明細						
(1) 所管別の区分別収支の明細						
	人件費	文部科学省	△ 1,980	△ 1,745	⑤	
	その他の支出	文部科学省	△ 30	△ 264		
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉						
事項⑤ 委員手当は、作成基準等により、業務費用計算書の「その他の経費」及び区分別収支計算書の「その他の支出」に計上することとなっているのに、誤ってそれぞれの計算書の「人件費」に計上していたもの（文部科学省）						
事項⑥ 前年度以前の会計処理の誤びゅうに係る修正の対象となる科目が資産・負債差額増減計算書の財源の科目である場合には、作成基準等により、修正額を財源の科目ではなく、資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」に計上することとなっているのに、誤って財源の科目である「その他の財源」に計上していたもの（内閣府）						
なお、上記に連動して、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書及び連結区分別収支計算書の関連箇所に誤りが生じていた。						